

改正前
<p>埼玉県土木工事共通仕様書</p>
<p>(第1巻 125ページ)</p> <p>第1編 共通編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 総則</p> <p>1-1-1-2 用語の定義</p> <p>1～20 (略)</p> <p>21. 書面</p> <p>書面とは、手書き、印刷物等による<u>工事打合せ簿</u>等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。</p> <p>22 (略)</p> <p>23. 工事帳票</p> <p>工事帳票とは、施工計画書、<u>工事打合せ簿</u>、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料及び<u>工事打合せ簿</u>等に添付して提出される非定型の資料をいう。</p> <p>24～47 (略)</p> <p>(第1巻 144ページ)</p> <p>1-1-1-26 工事完成図書の納品</p> <p>1. 提出書類</p> <p>受注者は、工事完成図書として以下の書類を提出しなければならない。</p> <p>① <u>工事打合せ簿</u> (出来形、品質管理資料を含む)</p> <p>② 施工計画書</p> <p>③ 完成図面</p> <p>④ 工事写真</p> <p>⑤ 工事履行報告書</p> <p>⑥ 段階確認書</p> <p>⑦ 各種台帳 (橋りょう、トンネル、照明灯、横断歩道橋、河川カルテなどの作成・更新)</p> <p>2～3 (略)</p>

改正後
<p>埼玉県土木工事共通仕様書</p>
<p>(第1巻 125ページ)</p> <p>第1編 共通編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 総則</p> <p>1-1-1-2 用語の定義</p> <p>1～20 (略)</p> <p>21. 書面</p> <p>書面とは、手書き、印刷物等による<u>工事記録</u>等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。</p> <p>22 (略)</p> <p>23. 工事帳票</p> <p>工事帳票とは、施工計画書、<u>工事記録</u>、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料及び<u>工事記録簿</u>等に添付して提出される非定型の資料をいう。</p> <p>24～47 (略)</p> <p>(第1巻 144ページ)</p> <p>1-1-1-26 工事完成図書の納品</p> <p>1. 提出書類</p> <p>受注者は、工事完成図書として以下の書類を提出しなければならない。</p> <p>① <u>工事記録</u> (出来形、品質管理資料を含む)</p> <p>② 施工計画書</p> <p>③ 完成図面</p> <p>④ 工事写真</p> <p>⑤ 工事履行報告書</p> <p>⑥ 段階確認書</p> <p>⑦ 各種台帳 (橋りょう、トンネル、照明灯、横断歩道橋、河川カルテなどの作成・更新)</p> <p>2～3 (略)</p>

第 2 仕様書編

5. SI単位

設計図書は、SI単位を使用するものとする。SI単位については、SI単位と非SI単位が併記されている場合は（ ）内を非SI単位とする。

1-1-1-2 用語の定義

1. 監督員

監督員とは、契約書第9条に規定する監督員をいう。

2. 契約図書

契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。

3. 設計図書

設計図書とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。また、土木工事においては、工事数量総括表を含むものとする。

4. 仕様書

仕様書とは、各工事に共通する共通仕様書と各工事に規定される特記仕様書を総称していう。

5. 共通仕様書

共通仕様書とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。

6. 特記仕様書

特記仕様書とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細または工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。

なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した書面及び受注者が提出し監督員が承諾した書面は、特記仕様書に含まれる。

7. 現場説明書

現場説明書とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。

8. 質問回答書

質問回答書とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答する書面をいう。

9. 図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図等をいう。

なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督員が書面により承諾した図面を含むものとする。

10. 工事数量総括表

工事数量総括表とは、工事施工に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。

11. 指示

指示とは、契約図書の定めに基づき、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。

12. 承諾

承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員または受注者が書面により同意することをいう。

13. 協議

協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

14. 提出

提出とは、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

15. 提示

提示とは、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員または検査員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。

16. 報告

報告とは、受注者が監督員に対し、工事の状況または結果について書面により知らせることをいう。

17. 通知

通知とは、発注者または監督員と受注者または現場代理人の間で、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。

18. 連絡

連絡とは、監督員と受注者または現場代理人の間で、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。

なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。

19. 納品

納品とは、受注者が監督員に工事完成時に成果品を納めることをいう。

20. 電子納品

電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。

21. 書面

書面とは、手書き、印刷物等による**工事記録**等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。

22. 工事写真

工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所^の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。

23. 工事帳票

工事帳票とは、施工計画書、**工事記録**、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料及び**工事記録**等に添付して提出される非定型の資料をいう。

24. 工事書類

工事書類とは、工事写真及び工事帳票をいう。

25. 契約関係書類

契約関係書類とは、契約書第9条第5項の定めにより監督員を経由して受注者から発注者へ、または受注者へ提出される書類をいう。

26. 工事管理台帳

工事管理台帳とは、設計図書に従って工事目的物の完成状態、工事目的物の諸元をとりまとめた台帳等をいう。

27. 工事完成図書

工事完成図書とは、工事完成時に納品する成果品をいう。

28. 電子成果品

電子成果品とは、電子的手段によって発注者に納品する成果品となる電子データをいう。

29. 工事関係書類

工事関係書類とは、契約図書、契約関係書類、工事書類、及び工事完成図書をいう。

30. 確認

確認とは、契約図書に示された事項について、監督員、検査員または受注者

が臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

31. 立会

立会とは、契約図書に示された項目について、監督員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

32. 段階確認

段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。

33. 中間検査

中間検査とは、監督員が選定した時期に臨場等により、工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来栄えの検査を行うことをいう。

34. 工事検査

工事検査とは、検査員が契約書第31条、第37条、第38条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。

35. 検査員

検査員とは、契約書第31条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。

36. 同等以上の品質

同等以上の品質とは、特記仕様書で指定する品質または特記仕様書に指定がない場合、監督員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質または、監督員の承諾した品質をいう。

なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。

37. 工期

工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。

38. 工事開始日

工事開始日とは、工期の始期日または設計図書において規定する始期日をいう。

39. 工事着手

工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。

40. 工事

工事とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。

41. 本体工事

本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。

42. 仮設工事

仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。

43. 工事区域

工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地または水面の区域をいう。

44. 現場

現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。

45. SI

SIとは、国際単位系をいう。

46. 現場発生品

現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。

47. JIS規格

JIS規格とは、日本工業規格をいう。

1-1-1-3 設計図書の照査等

1. 図面原図の貸与

受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。

2. 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明また

4. 修補

受注者は、検査員の指示による修補については、前条の第5項の規定に従うものとする。

5. 適用規定

受注者は、当該既済部分検査については、1-1-1-21監督員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。

6. 検査日の通知

発注者は、既済部分検査に先立って、監督員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。

7. 中間前払金の請求

受注者は、契約書第34条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に工事履行報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。

1-1-1-25 中間検査

1. 一般事項

受注者は、埼玉県建設工事検査要綱に基づき、中間検査を受けなければならない。

2. 検査の時期

中間検査の時期選定は、監督員が行うものとし、発注者は受注者に対して中間検査を実施する旨及び検査日を、監督員を通じて事前に通知するものとする。

3. 検査内容

検査員は、監督員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として設計図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来栄えの検査を行う。
- (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。

4. 適用規定

受注者は、当該検査については、1-1-1-21第3項の規定を準用する。

1-1-1-26 工事完成図書の納品

1. 提出書類

受注者は、工事完成図書として以下の書類を提出しなければならない。

- ① **工事記録**（出来形、品質管理資料を含む）

- ② 施工計画書
- ③ 完成図面
- ④ 工事写真
- ⑤ 工事履行報告書
- ⑥ 段階確認書
- ⑦ 各種台帳（橋りょう、トンネル、照明灯、横断歩道橋、河川カルテなどの作成・更新）

2. 電子化の範囲等

受注者は、工事完成図書の納品にあたっては、発注者が指定する「埼玉県電子納品運用ガイドライン」等に基づき、監督員と協議の上、電子化の範囲等を決定しなければならない。

3. 電子媒体の提出

受注者は、電子納品に際して、「電子納品チェックシステム」等によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で電子媒体を提出しなければならない。

1-1-1-27 部分使用

1. 一般事項

発注者は、受注者の同意を得て部分使用できる。

2. 監督員による検査

受注者は、発注者が契約書第33条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、中間検査または監督員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。

1-1-1-28 施工管理

1. 一般事項

受注者は、工事の施工にあたっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。

2. 施工管理頻度、密度の変更

監督員は、以下に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができる。この場合、受注者は、監督員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、受注者の負担とするものとする。